

## 【韓国】林業の公益直接支払制度に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

\* 農業分野、水産業分野で既に実施されている公益直接支払制度に関して、2021年11月に林業分野の公益直接支払制度に関する法律が公布された。2022年10月1日に施行される。

### 1 背景と経緯

韓国では現在、農業分野及び水産業分野において、「農業・農村の公益機能増進直接支払制度の運営に関する法律（法律第17893号）」<sup>1</sup>及び「水産業・漁村の公益機能増進のための直接支払制度の運営に関する法律（法律第17893号）」<sup>2</sup>に基づき、「公益直接支払制度」が実施されている<sup>3</sup>。農業及び水産業における公益直接支払制度とは、それぞれ、「農業活動を通じて食品安全、環境保全、農村維持等の公益を創出するよう農業従事者に補助金を支援する制度」<sup>4</sup>、及び「水産資源の保護、安全な水産物の供給等水産業・漁村の公益機能を増進させる漁業従事者に補助金を支援する制度」<sup>5</sup>とされるものである。

これらに加えて、2021年11月11日、林業分野の公益直接支払制度に関する法案<sup>6</sup>が国会を通過し、同月30日に「林業・山林の公益機能増進のための直接支払制度の運営に関する法律（法律第18535号）」<sup>7</sup>が公布された。本法律は、本則全6章（第3章は2節に区分される。）33か条及び附則2か条から成り、2022年10月1日に施行される。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。また、本稿において言及する法令、資料、ウェブサイト等の原文で、「농업인（農業人）」、「어업인（漁業人）」、「임업인（林業人）」と表記される部分については、それぞれ「農業従事者」、「漁業従事者」、「林業従事者」と訳出した。

<sup>1</sup> 「농업·농촌 공익기능 증진 직접지불제도 운영에 관한 법률（법률 제 17893 호）」

<sup>2</sup> 「수산업·어촌 공익기능 증진을 위한 직접지불제도 운영에 관한 법률（법률 제 17893 호）」

<sup>3</sup> 過去には、「親環境農業直接支払い制」及び「水田農業直接支払い制」が導入され（岩澤聡「韓国の親環境農業」『レファレンス』No.644, 2004.9, pp.43-59. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999928\\_po\\_064403.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999928_po_064403.pdf?contentNo=1)>を参照。）、2005年には「コメ所得等の補填に関する法律（法律第7433号）」（「쌀소득 등의 보전에 관한 법률（법률 제 7433 호）」2002年12月に制定された「コメ所得補填基金の設置及び運用に関する法律（法律第6764号）」が全部改正されたもの。2005年3月31日公布。）で、農業従事者等に所得補助金を支給する直接支払制に関する規定が置かれた。その後も、農業、水産業での直接支払制に関する法令が置かれてきた。「농업소득의 보전에 관한 법률（법률 제 11230 호）」（2012年1月26日公布。この法律の附則第2条の規定により、「コメ所得等の補填に関する法律」は廃止された。「コメ所得等の補填に関する法律」では、水田農業従事者等をコメ所得等補填直接支払金の支給対象者としていたが、この法律では農業所得補填直接支払金の支給対象者として、畑作農業の従事者等も含めた。）；「수산직접지불제 시행에 관한 법률（법률 제 12825 호）」2014年10月15日公布；藤原夏人「【韓国】水産直接支払制の施行に関する法律の制定」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, p.30. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8896336\\_po\\_02620112.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896336_po_02620112.pdf?contentNo=1)>

<sup>4</sup> 「공익직불제란?」 농림축산식품부 공익직불제 웹사이트 <<https://www.mafra.go.kr/gong/2593/subview.do>>

<sup>5</sup> 「수산업·어촌의 공익 기능 증진을 위한 수산 공익직불제 온라인 교육듣기」[수산정책] 수산공익직불제 온라인교육 안내 리플릿 2021.5.13. 해양수산부 웹사이트 <<https://www.mof.go.kr/article/view.do?articleKey=38876&searchSelect=title&boardKey=22&menuKey=1009&currentPageNo=7>>

<sup>6</sup> 「[2113222] 임업·산림 공익기능 증진을 위한 직접지불제도 운영에 관한 법률안(대안) (농림축산식품해양수산위원회)」의안정보시스템 웹사이트 <[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_R2C1F0L9R3A0Z1N5B3F4I2Y7N3M0P2](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2C1F0L9R3A0Z1N5B3F4I2Y7N3M0P2)>

<sup>7</sup> 「임업·산림 공익기능 증진을 위한 직접지불제도 운영에 관한 법률（법률 제 18535 호）」 국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236959&ancYd=20211130&ancNo=18535&efYd=20221001&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

## 2 制定法の主な内容

### (1) 定義、公益直接支払制度の構成及び適用対象（第1章、第2章）

「林産物生産業」を、山地でなつめ、くるみ、栗その他大統領令で定める品目を生産する林業と定義し、「育林業」を、山地で木を植え、又は育て、経営する林業と定義する。また、「林業・山林の公益機能」を水源涵養、大気浄化、災害防止、休養・治癒<sup>8</sup>、山林生物多様性の保全、山林景観保全及び炭素吸収等と定義した（第2条）。林業・山林公益機能増進直接支払制度（公益直接支払制度）は、林産物生産業に従事する林業従事者等<sup>9</sup>に対する林産物生産業直接支払制度及び育林業に従事する林業従事者等に対する育林業直接支払制度から成る（第4条）。直接支払金の申請対象者は、「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」（農漁業経営体法）の規定に基づいて農業経営関連情報等を登録した林業従事者等とし、公益直接支払制度の適用対象となる土地は、農漁業経営体法の規定に基づいて登録された山地とする（第5条）。

### (2) 林産物生産業直接支払制度及び育林業直接支払制度（第3章）

林産物生産業直接支払金は、小規模林家（居住、生計、林業経営等を考慮し大統領令で定める範囲の林家）に対する小規模林家直接支払金及びその他の林業従事者等に対する面積直接支払金に区分される（第6条）。林産物生産業直接支払金の支給対象となる山地は、林産物生産業に利用される山地であって、2019年4月1日から2022年9月30日まで<sup>10</sup>に農漁業経営体法の規定に基づき農業経営関連情報等が登録された山地とする（2022年10月1日基準で登録が有効でない山地は除く。第7条）。林産物生産業直接支払金の支給対象者は、林産物生産業直接支払金の支給対象山地で林産物生産業に従事する林業従事者等であって、要件に該当しなければならないとされた（第8条）。加えて、小規模林家直接支払金の支給対象となる要件等の規定（第9条）、面積直接支払金に関する規定（第10条）が置かれた。

育林業直接支払金の支給対象となる山地は、「山林資源の造成及び管理に関する法律」<sup>11</sup>の規定により山林経営計画の認可を得て育林業に利用される山地であって、2019年4月1日から2022年9月30日までに農漁業経営体法の規定に基づき農業経営関連情報等が登録された山地とする（2022年10月1日基準で当該登録が有効でない山地は除く。第13条）。支給対象者は、育林業直接支払金の支給対象山地を所有し、育林業に従事する林業従事者等であって、要件に該当するものでなければならないとされた（第14条）。

### (3) 公益直接支払金の申請・登録及び事後管理（第4章）

公益直接支払金を受けようとする者は、山地の所在地の管轄の邑・面又は洞<sup>12</sup>の長に申請しなければならない（第17条）。邑・面又は洞の長は、申請を受けた場合必要な調査を行い、結果を山林庁長に提出しなければならない。山林庁長は、調査結果を基にして登録申請者が支給対象者に認定された場合、支給対象者として登録し、登録証を発行しなければならないが、登録を拒否する場合は、その結果を登録申請者に通知しなければならない（第18条）。

<sup>8</sup> 山林庁のウェブサイトでは、「山林治癒」（森林セラピー）について紹介されている。「산림치유 소개」 산림청ウェブサイト <[https://www.forest.go.kr/kfswb/kfi/kfs/cms/cmsView.do?mn=NKFS\\_03\\_06\\_01\\_01&cmsId=FC\\_001569](https://www.forest.go.kr/kfswb/kfi/kfs/cms/cmsView.do?mn=NKFS_03_06_01_01&cmsId=FC_001569)>

<sup>9</sup> 「林業及び山村振興促進に関する法律」の定義による林業従事者及び「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」の定義による農業法人。本法律第2条第3号；「임업 및 산촌 진흥촉진에 관한 법률 (법률 제 17323 호)」第2条第2号；「농어업경영체 육성 및 지원에 관한 법률 (법률 제 18400 호)」第2条第2号。

<sup>10</sup> 農漁業経営体法第4条第2項の規定により、農漁業経営情報の登録又は変更登録の有効期間は、登録又は変更した日から3年とされる。

<sup>11</sup> 「산림자원의 조성 및 관리에 관한 법률 (법률 제 17420 호)」

<sup>12</sup> 邑、面、洞は韓国の地域区分。「지방자치법 (법률 제 18661 호)」